

福岡県公報

令和3年3月9日
第181号

目次

告示 (第249号 - 第255号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 土地の取用又は使用の手続の開始 (用地課) 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3

公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 4
- 一般競争入札の実施 (県民情報広報課) 5
- 建設業の営業の停止 (建築指導課) 8
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 8
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 11

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 12
- 福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金の承認 (新産業振興課) 12

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) 13

公安委員会

- 行政不服審査法第51条第2項ただし書き及び第3項の規定に基づく
公示による送達 (警察本部監察官室) 16

告 示

福岡県告示第249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	一 国 般 道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 168.0	6,904.5
			前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	10.5 ～ 115.0	6,930.2
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	10.5 ～ 115.0	6,930.2

福岡県告示第250号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和58年2月25日農林水産省告示第249号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	英彦山 香春線	前	田川郡添田町大字津野3433番1先から田川郡添田町大字津野3346番3先まで	5.0 ～ 13.8	665.5
			後	田川郡添田町大字津野3433番1先から田川郡添田町大字津野3346番3先まで	5.0 ～ 13.8	665.5
			後	田川郡添田町大字津野3433番1先から田川郡添田町大字津野3346番3先まで	7.5 ～ 17.4	633.0

福岡県告示第252号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のように収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 起業者の名称
遠賀町
- 2 事業の種類
（仮称）交流センター建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所
遠賀町役場（駅周辺都市整備推進室）

5 収用又は使用の手続が保留されている起業地

遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目地内

6 手続を開始する土地

(1) 収用の手続を開始する土地

遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目地内

(2) 使用の手続を開始する土地

なし

福岡県告示第253号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和61年3月6日農林水産省告示第357号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	八重亀菅野来春線	前	三井郡大刀洗町大字三川121番先から 三井郡大刀洗町大字三川125番1先まで	4.1 ～ 4.1	39.2
			後	三井郡大刀洗町大字三川121番先から 三井郡大刀洗町大字三川125番1先まで	7.0 ～ 7.0	

福岡県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	口ノ原稲築線	前	飯塚市庄内元吉382番3先から 飯塚市大門229番1先まで	6.2 ～ 25.6	881.0

		後	飯塚市庄内元吉382番3先から 飯塚市大門229番1先まで	11.0 ～ 29.4	881.0
--	--	---	----------------------------------	-------------------	-------

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

県各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

- れた原本又は写し)
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和3年4月7日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
県各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務委託
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約の期間
契約締結日から令和4年5月31日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定

に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要な事項を記入の上、令和3年4月7日（水曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和3年4月30日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	05	運送	AA又はA
13	11	その他	AA又はA

(2) 過去2年間に同種・同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、世帯への配布とする。

イ 同程度の基準は、1万世帯以上への配布とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）

ファクス 092-632-5331

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

この公告の日から令和3年4月28日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年4月28日（水曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務部会議室（地下1階）

(2) 日時

令和3年4月30日（金曜日） 午前9時30分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札書に記載をした入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算し、予定数量4,144,307部を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札書に記載をした入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算し、予定数量4,144,307部を乗じて得た額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合（同種・同規模の契約とは「世帯への配布」業務に係る契約で、契約金額（単価契約の場合は、当該単価に配布実績部数を乗じた総額）が、入札書に記載をした入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し、予定数量4,144,307部を乗じて得た額の2割に相当する額より高いものをいう。次号において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額（この号において、「契約金額」とは、入札書に記載した入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とする。）に予定数量4,144,307部を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量4,144,307部を乗じて得た額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature of the service required : Distribution of Fukuoka Prefecture Dayori, a public relations newspaper distributed to every household in Fukuoka City.
- (2) Time Limit of Tender : 5 : 00 p.m. on April 28, 2021.
- (3) Contact Point for the Notice : Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.
TEL 092-643-3102

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
令和3年2月25日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
----	------------	--------	------

(株)ナイケンホーム	福岡市中央区港2-13-1	梶木 敏明	令和2年10月24日 福岡県知事許可（特-2） 第68538号
------------	---------------	-------	---------------------------------------

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

- (2) 停止期間

令和3年3月11日から令和3年4月9日までの30日間

4 処分の原因となった事実

(株)ナイケンホームは、令和元年5月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載を行い、令和元年10月4日に当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和3年2月16日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス久留米南店

(2) 所在地 久留米市南三丁目257番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和3年10月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,208平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	55

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南側	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内東側	10.27

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
建物敷地南側	1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年2月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル宮田店

(2) 所在地 宮若市宮田112外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役社長 石橋 亮太	福岡市東区多の津一丁目12番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役社長 石橋 亮太	福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和3年11月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,633平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	152

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南側	40

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北西側	144

建物北西側	75
合計	219

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南西側	26.6

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
敷地東側	2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ハローデイ柏の森店
 - 所在地 飯塚市柏の森147-4 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理人
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ハローデイ柏の森店
 - 所在地 飯塚市柏の森147-4 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理人
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ビバモール赤間
 - 所在地 宗像市大字田久字鍵分642-1 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - 駐車需要の充足等交通に関する事項（交通対策課：0940-62-3592）
 - 周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めてください。
 - 歩行者の通行の利便の確保等（防災企画課：0940-36-5050、教育政策課：0940-36-5099）
 - 歩行者の安全確保に十分配慮してください。
 - 児童生徒の通学に十分注意してください。
 - 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、廃棄物に係る事項等（環境課：0940-36-9092）
 - 事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理してください。
 - ごみ減量及びリサイクルに努めてください。
 - ごみの排出・集積場所の衛生管理（ごみの散乱、悪臭防止等）に努めてください。
 - 資源物回収ボックスの設置をお願いします（ボックスは市が貸与）。
 - 防災・防犯対策への協力（防災企画課：0940-36-5050）
 - 駐車場等死角ができないよう街路灯の設置をする等、防犯対策を充分に行ってください。
 - 騒音の発生に係る事項（環境課：0940-36-1421）
 - 騒音、振動規制法及び環境基準法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮してください。
 - 街並みづくり等への配慮等（都市計画課：0940-36-1484）
 - 建築物等は宗像市景観計画に適合したものとしてください。
 - 屋外広告物については、設置前に許可を受けてください。路上への設置は道路占

用となり、原則許可できません。

- ・建築物等は地区計画に適合したものとし、届出が必要な場合は工事着手の30日前までに届出書を提出してください。

(7) その他（「水路占用協定」及び「調整池管理協定」について）

（下水道課：0940-36-4136）

- ・令和2年8月20日付で合意した宗像市、株式会社イズミ及び株式会社LIXILビバの三者で合意した「地位継承に関する合意書」の事項について「ビバモール赤間」の責任者へ周知を行ってください。
- ・継承事項である「水路占用協定」及び「調整池管理協定」の目的や事項を十分に理解した上で、工作物の維持管理を行い、調整池の調整機能の確保や危険防止に努めてください。
- ・店舗敷地として利用している市有水路（田久幹線）については、宗像市下水道条例第21条の規定により、3年ごとの「制限行為許可申請書（継続）」を提出するとともに占用料（制限行為）を納付してください。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ビバモール赤間
- (2) 所在地 宗像市大字田久字鍵分642-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) その他（「水路占用協定」及び「調整池管理協定」について）

（下水道課：0940-36-4136）

- ・令和2年8月20日付で合意した宗像市、株式会社イズミ及び株式会社LIXILビバの三者で合意した「地位継承に関する合意書」の事項について再度確認をお願いします。
- ・継承事項である「水路占用協定」及び「調整池管理協定」の目的や事項を十分に理解した上で、工作物の維持管理を行い、調整池の調整機能の確保や危険防止に努めてください。
- ・店舗敷地として利用している市有水路（田久幹線）については、宗像市下水道条例第21条の規定により、3年ごとの「制限行為許可申請書（継続）」を提出するとともに占用料（制限行為）を納付してください。

公告

福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成4年福岡県条例第49号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和3年3月9日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県立飯塚研究開発センター

2 位置

飯塚市川津680番地41

3 利用料金の承認年月日

令和3年2月22日

4 利用料金（令和3年4月1日以降）

(1) 研修会議室等

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	超過1時間ごと
-----	------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------

多目的ホール	10,050円	13,400円	10,050円	23,460円	23,460円	33,510円	3,350円
大研修室	6,700円	8,930円	6,700円	15,640円	15,640円	22,340円	2,230円
研修会議室	1時間につき1,110円						

備考 この表に掲げる施設の附属設備等の額は、次のとおりとする。

品名	単位	金額
ビデオプロジェクターシステム	1式（1時間）	1,080円
オーバーヘッドプロジェクター	1台（1時間）	410円

(2) 研究開発室等

種別	単位	金額
研究開発室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,230円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,870円
試作室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,230円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,870円

監査委員

監査公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した随時監査の結果（令和2年11月9日2監総第650号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月9日

福岡県監査委員 藤山泰三
同 行正晴實
同 世利洋介
同 長裕海

2 福総第2501号
令和3年2月16日

福岡県監査委員 藤山 泰三 殿
同 行 正 泰 三 殿
同 世 利 晴 實 殿
同 長 裕 介 海 殿

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年11月9日2監総第650号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	<p>時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、過払いとなっていた。</p>	<p>当該職員は、速やかに時間外勤務実績について訂正入力を行い、過払いとなった時間外勤務手当を返納した。</p> <p>所属長は、当該職員に対しては退庁前に勤務実績を正しく入力すること、時間外勤務実績を確認すべきであった直接監督者に対しては業務進捗管理の徹底について厳重注意を行った。</p> <p>また、他の直接監督者に対しても時間外勤務実績を確実に確認するよう周知徹底を図り、併せて、直接監督者が部下職員に面談を実施し、時間外勤務の事前命令、退庁前の勤務実績の入力について指導した。</p> <p>さらに、監査翌日の朝礼に加え、職員会議、所属研修及び日々の朝礼・夕礼において職員に周知徹底を図っている。</p>

いったん交付され、使用せず返却すべきであったタクシーチケットについて、所在不明となっていた。

所属長から全職員に対し、タクシーチケットの適正な管理について、職員会議で周知徹底した。

会計担当者は、使用者に対して、出張後速やかにタクシーチケットの使用の有無を確認し、未使用の場合は直ちに返却させることとした。

また、会計担当者及びその上司は、タクシー借上げ料の請求がなされた際に、未請求のタクシーチケットの有無について管理簿で照合したうえで、支出命令の決裁を行うこととした。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第46号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県公安委員会において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和3年3月24日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和3年3月9日

福岡県公安委員会

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

現住所不明

審査請求人 岩崎 恵

2 審査請求年月日

令和元年6月24日（審査請求書作成日 令和元年6月19日）

3 送達すべき裁決書の謄本

令和3年2月18日付け裁決書の謄本